

うるま市補助金制度に関する指針

平成18年11月

(平成29年3月改訂)

うるま市

目 次

1	はじめに	1
2	指針策定の背景	2
3	新たな補助金制度の構築	4
4	補助金交付事務に関する留意事項	5
別紙1 うるま市補助金交付基準		
第1	基本的事項に関すること	6
第2	補助対象経費に関すること	7
第3	補助期間について	7
別紙2 うるま市補助金見直し基準		
第1	見直し基準	8
第2	審査	9

1 はじめに

現在、うるま市の補助金については、うるま市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び個々の補助金交付規程、要綱等において事務手続きを規定していますが、補助金の交付に対する統一かつ明確な基準がありません。また、一度予算化された補助金等については、事業効果等についての評価・検証が行われず、改善のないまま長年にわたり継続して交付されている例が見受けられます。補助対象経費についても同様に基準が示されていなく、本来ならば自己資金で負担すべき種類の経費に補助金が充当されている例が見られ、補助金について抜本的に見直し、整理していく必要があります。

補助金は市民の税金をもって交付されるものであり、すべての補助金について情報公開し透明性を確保すると共に、交付に関し市民の理解を得るため、その必要性・公平性・公益性や補助等による効果を検証し、説明責任を果たして行かなければなりません。

また、市民との協働の観点から、地域において市民が公共的な内容の活動を行っている場合、その活動の自主性・自立性を損なわない範囲で助成を行ういわゆる公募型補助金を導入する必要があります。

以上のことを踏まえ、今後の行政運営の基本となる市民の参画と協働を前提に、市民にとって公平性・透明性・公益性が確保され、市民福祉の向上につながる活動を支援することを念頭に、交付基準の策定、審査機関の設置など新たな補助金制度を確立することを目的に基本方針を策定します。

定義:この基本方針において「補助金」とは、市が市以外のものに対して交付する次に掲げるものをいう。

- (1) 補助金及び交付金
- (2) 負担金
- (3) 利子補給金

2 指針策定の背景

【現状と課題】

これまで、その時々々の社会経済情勢に応じて「公益上必要である」との判断から、それぞれの補助金が創設されてきましたが、定期的な見直しの仕組みが確立されていないため、一度創設された補助金等は廃止することが難しく、既得権化し補助金の交付が硬直化しているなどの問題が生じています。また、規則では「補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的な事項」を定めるにとどまり、補助金交付規程、要綱等が個別に定められていないため交付の根拠や目的が明確でない補助金が見受けられます。

現状及び課題を整理すると次の6点に要約されます。

(1) 補助期間の長期化、既得権化

～一旦、創設されると長期にわたり存続、既得権化しがちである～

「公益上必要である」という判断のもとに各補助金が創設されていることから、一旦創設された補助金を廃止することは難しく、長期にわたり存続、既得権化しがちであります。確認できる範囲で1958年に創設された補助金が現在も運用されている例があります。

その時々々の政策や公益上の必要性から各補助金が創設されてきましたが、時代の移り変わりと共に社会のニーズや必要とされる政策も変化することから、これほど継続的に補助金の交付を行うことが妥当なのかについては検証が必要であり、そのための定期的な見直しを行う仕組みが必要です。

(2) 自主・自立の阻害

～団体等の自主・自立した多様な活動の創出や可能性を妨げる～

補助金が継続して交付されるほど、交付を受けている団体等では、補助金が交付されることを前提とした事業計画や活動を展開する傾向になりがちであり、結果として補助金に依存し、定められた事業や活動等に終始した運営となってしまうことが懸念されます。

このことが、団体等が自立した運営を行う努力を損ない、自主・自立した多様な事業や活動の創出を妨げることになる恐れがあります。

(3) 交付の効果と検証

～補助金交付の効果が不明確である～

補助金は、行政目的をもって交付されますが、現在の仕組みでは補助金の交付によって、期待される行政目的がどこまで、どのように達成されたのかなどについての効果の検証が十分に実施できるようになっていません。補助金が市民の税金によって交付されているという認識に立てば、補助金を交付している市及び補助金を受けている団体等は、市民に対して、補助金の交付によってどのような効果があり、何を達成したのかについて説明する責任があります。従って、補助金の交付による効果を測定し検証するとともに、その結果を公表するシステムの構築が必要です。

(4) 交付機会の均等化や透明性の確保

～交付先や交付対象事業等が固定化されがちである～

長期に渡り存続している補助金の中には、交付先や交付対象事業等が固定化されているものが含まれています。時代と共に市民のニーズは変化し、新しいニーズが次々と生まれてきますが、固定化された補助金があるため、各担当においても新たな補助金の創設が困難になっていると思われます。このことから、補助金の交付を受ける機会を平等にし、多様な団体等が行っている公共的活動を助成し、自主・自立を促進していく開かれた補助金制度を構築していくことが必要であると考えられます。また、現行制度の中で長期に交付を受けていた団体等も同じ基準で取り扱うことで、交付機会の均等化や交付の透明性を高めることになり、そのような仕組みを構築することが必要です。

(5) 第三者機関の設置

～市民の立場からのチェック体制の構築～

これまで補助金の交付については行政側の判断に基づいており、補助金支出への不透明感を招く要因となっています。市税を財源とする補助金の活用については、新たに創設される補助金を含め、市民の立場からその必要性等を判断し、効果について検証を行うことが重要になります。そこで、学識者や市民で構成する第三者機関を設置し、補助金のチェック体制を構築する必要があります。

(6) 交付要綱等の整備

～補助金交付の目的の明確化～

これまで補助金の交付については、規則や個別の要綱等に基づき交付されてきたところではありますが、補助対象経費等について不明確な部分があります。今後は事業費補助へ移行していくことから、特に団体を補助対象としている補助金については、団体が設立当初で運営基盤が脆弱な場合を除き、団体運営費は、実施する事業と関連のある経費のみを補助対象経費とするなど補助対象経費を明確にする必要があります。

【解決策】

このような課題を解決し、市民に開かれた透明性のある補助金制度とするために、補助金交付に関する統一のルールとなる「補助金交付基準」、「補助金見直し基準」を策定し、さらに市民の立場から見た補助金の必要性などのチェックを行う「補助金審査機関の設置」を柱とした新たな補助金制度を構築する必要があります。

3 新たな補助金制度の構築

これまでの補助金制度の課題を解決し、公平性・透明性・公益性が確保された補助金制度を構築するため次のとおり「(1) 補助金交付基準」、「(2) 補助金見直し基準」の策定及び「(3) 補助金審査機関の設置」を柱とした新たな補助金制度を構築します。

また、積極的な情報公開を行う必要があるため、「(4) 透明性を確保するための情報公開について」のとおり公表していきます。

(1) 補助金交付基準 【別紙1】

地方自治法では、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と定められていますが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量行為でなく、客観的にも公益上必要であると認められなければなりません。この視点に基づいて、多種多様な補助金等について公平な審査ができる「補助金交付基準」を策定します。

(2) 補助金見直し基準 【別紙2】

公平性・公益性の観点から、長期にわたり継続して交付されているものや補助の目的及び効果が不明確な補助金について見直す必要があります。また、常に変化する市民ニーズに的確に対応するとともに交付先や交付対象事業の固定化を防止する意味から、既存の補助金については終期設定を原則とします。ただし、終期前においても、毎年度審査・評価を行う必要があるため、維持、縮小・廃止等の見直しを行うための判断基準となる「補助金見直し基準」を策定します。

(3) 補助金審査機関の設置

平成19年より、市民に開かれた補助金制度として、公平性・透明性・公益性を確保するため公募市民や学識者からなる「うるま市補助金審査委員会」を設置しました。

市税を財源とする補助金等の活用については、市民がその必要性等を判断し、効果について検証を行うことが重要であり、この審査委員会では、補助金交付の適否などについて、市民の視点で客観的に審査を行います。

(4) 透明性を確保するための情報公開について

これまで、審査委員会や担当部署において、この指針に基づき審査や評価、補助金交付の適否判断などを行ってまいりましたが、より市民に開かれた補助金制度を目指すためには、それらを公表し透明性を高める必要があります。今後は、補助金審査委員会の審査結果や市が行った定期評価等を公表するとともに、指摘を受けた団体等の補助金についても、団体が行った改善や対策の結果を市に報告した上で、公表します。

4 補助金交付事務に関する留意事項

(1) 補助金交付手続きの遵守

補助金の交付に関しては、規則において必要な手続きや様式等が定められ、これに基づき各要綱等で補助の目的、対象等を規定しているが、規則で定める必要事項及び必要書類等については安易に省略することなく適切な運用に努めることとします。

実績報告に基づいて補助対象経費等の審査後、補助金の額の確定及び交付を行うことを原則とし、やむを得ず事前に交付を行う場合でも実績報告に基づいた審査後に精算処理を行うこととします。

(2) 効果の検証

補助金の交付によって行政目的がどこまで、どのように達成されたのかなどの効果を検証し、常にその内容の見直しを行うこととします。

(3) 要綱等の整備及び公表

補助金の交付に際し要綱等の根拠法令が定められていないものは要綱等を整備するとともに、補助金を所管している部署においては、要綱等をホームページに掲載するなど補助金の内容を公表することとします。

交付要綱等には、少なくとも次の項目を記載することとします。

- ア 補助の目的
- イ 補助対象となる者
- ウ 補助対象経費
- エ 補助期間（終期を設定することを原則とする）
- オ 交付基準

5 公募型補助金の創設

平成23年度より、地域が主役のまちづくり、協働のまちづくりに向けた市民の意識の高揚と市民参画を図ることを目的とした「うるま市地域活動支援助成事業」を実施し、うるま市において自治会やNPO、ボランティア団体などが実施する主体的、公益的な地域活動を支援しています。

対象事業、対象金額等の事業概要は、別で定められております。

『うるま市地域活動支援助成事業』 <http://www.city.uruma.lg.jp/tiiki/151/1420/1479>

別紙 1

うるま市補助金交付基準

補助金の交付に際しては、以下の項目を総合的に勘案して適否を決定するものとする。

第1 基本的事項に関すること

1 事業の公共性(目的)

(1) 補助金の交付が客観的に公益上必要であると認められること。具体的には以下に該当するものとする。

- ア 住民自治の向上につながるもの
- イ 少子高齢化社会への対策に寄与するもの
- ウ 市民の福祉・健康の増進が図られるもの
- エ 市民の安全で安心な生活に寄与するもの
- オ 環境対策に寄与するもの
- カ 市民の教育・文化・スポーツ振興に寄与するもの
- キ 市民のボランティア活動を誘発するもの
- ク 地域経済の活性化に寄与するもの
- ケ その他うるま市補助金等審査委員会において公益上必要と判断されたもの

(2) 効果が広く市民に行きわたり、決して特定の者の利益に終わらないこと。

2 事業の効果性(有効性・効率性・適時性)

- (1) 補助金の交付に対して効果が認められること。
- (2) 事業活動の発想や着眼点に、先見性、発展性などが見られ将来においても必要とされる可能性があること。
- (3) 行政と市民との協働化社会の構築に向けての役割分担の中で、真に補助すべき内容であること。
- (4) 社会情勢から時宜を得ていること。

3 団体等の適格性

- (1) 団体等の会計処理等が適切であること。
- (2) 団体等における補助金収入の割合が適正であること。
 - ア 団体等の決算において、実質的に繰越金または剰余金等が補助金額の2分の1を超えていないこと
 - イ 団体等の構成員から会費を徴収するなど自主財源の確保に努めていること
- (3) 事業目的に応じ、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分されていること。
- (4) 団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- (5) 団体等において適正な監査機能を有していること。

第2 補助対象経費に関すること

1 事業費補助の原則

- (1) 補助金は本来事業費へ補助されるべきものであり、団体運営経費にかかる補助は原則として対象としない。(ただし、公益性のある団体等が、設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合は、終期を設定し補助することができる。)
- (2) 交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等、公益的事業に直結しない経費については対象としない。
- (3) 直接事業に係わらない視察旅費は対象としない。

2 補助率・補助単価等の明確化

- (1) 補助対象の範囲及び内容に対する補助の程度を補助率、補助単価等の数値基準を各々の要綱等において明確にし、補助金の交付額を決定すること。
- (2) 補助率・単価等を定めずに一定額をもって補助しないこと。
- (3) 単価を定める場合は、単価の算出根拠を明確にすること。
- (4) 原則として、補助の限度額を設定すること。

3 団体運営補助

- (1) 団体運営補助については、第2-1-(1)を原則とするが、「ただし、公益性のある団体等が、設立時などの初期段階において運営基盤が脆弱である場合は、終期を設定し補助することができる。」については、次のとおり取り扱う。
 - ア 設定した終期を過ぎた団体運営補助で、補助無しでは運営が困難な団体等については、その団体の公益上の必要性が高い場合に限り、費用負担の妥当性を検証した上で、運営補助を行うこと
 - イ 団体の自立を促すため、団体の運営に対し積極的に指導・助言を行うこと

第3 補助期間について

1 終期設定の原則

- (1) 補助期間については、終期を設定すること。ただし、継続する必要がある場合は終期後に補助金見直し基準に基づき審査を行い方向性を判断する。
- (2) 国や県の制度によるものは、国や県の補助終了をもって市補助も終了することを原則とするが、継続する必要がある場合は補助金見直し基準に基づき審査を行い方向性を判断する。
- (3) 設定した終期前においても、毎年度「補助金見直し基準」に基づき評価を行い、補助金交付の適否を判断すること。

別 紙 2

うるま市補助金見直し基準

補助金の交付が設定した終期を経過したものや長期間継続して交付されているもの或いは補助の目的及び効果が不明確な補助金について見直しをおこなうため、次に掲げる方向性に沿った見直し基準を定める。

第1 見直し基準

1 更に充実させる方向で見直し:A

- (1) 事業そのものに発展性などが見られ、将来的においても必要であるもの。
- (2) 事業効果が広く市民に波及するもの。
- (3) 行政と市民との役割分担の中で、補助すべき事業・活動であるもの。

2 現状のまま維持:B

- (1) 法令等により補助の実施が義務付けられているもの。
- (2) 国、県の補助金を財源の一部とする補助金で、市の負担が義務的であるもの。ただし、事業の実施方法等について市に裁量のある場合は、市民の負担のバランス等を考慮し、事業内容を見直すこと。
- (3) 補助金交付基準に概ね適合しており、補助の必要性が認められるもの。

3 効率化・コスト削減の方向で見直し:C

- (1) 市が直接実施しなければならない事業等を団体等が行っているものに対し補助している場合などで、その支出科目について見直し（委託料、報償費等）を行う必要があるもの。
- (2) 補助金交付基準により補助の必要性は認められるが、類似の補助（委託）があるため整理・統合により効果があがるもの。
- (3) 事業内容・経費・効果等が不明確で改善が必要であるもの。
- (4) 既存の団体運営経費に対する補助で、自主・自立の運営努力が必要なもの。ただし、設定した終期を経過しているものについては、縮小・廃止を視野に入れた見直しを検討する。
- (5) 特定の割合に応じて交付する分担金・負担金等について、負担額及び負担率、事業内容の見直しが必要であるもの。

4 縮小・廃止を前提とした見直し:D

- (1) 施策の浸透、普及等により補助目的が達成されたもの。
- (2) 社会情勢等の変化により、補助の目的・視点・内容が適切でなくなり、事業効果が薄れているもの。

- (3) 補助の目的が十分達成されていないなど事業効果が乏しいものや事業目的が曖昧になっているもの。
- (4) 明らかに自立が認められる団体であるため、交付対象からはずすべきもの。
- (5) 補助金交付基準に適合していないと思われる事業又は団体等に対して補助するもの。

第2 審 査

1 審査機関の設置

審査を行うため、別に定めるうるま市補助金審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 審査方法

- (1) 審査は補助金交付基準を踏まえ、委員が審査項目に定める各項目について評価を行い、見直し基準により方向性を判断する。
- (2) 委員会の審査に付する場合の提出資料等については、別に通知する。

3 審査項目

補助金見直しの方向性を判断するため、次の各項目について審査する。

- (1) 公共性
- (2) 効果性
- (3) 団体等の適格性
- (4) 補助対象経費
- (5) 目標達成度